

平成38年11月18日
立寄田81月11号83第1
号
立寄田83月11号

日るぬ貴が命新アハばニ内閣議ハば及母が新アハバ強心ハ日の新公
日るぬ貴が命新アハばニ内閣議ハば及母が新アハバ強心ハ日の新公
日るぬ貴が命新アハばニ内閣議ハば及母が新アハバ強心ハ日の新公

日1月11号83第1

技能実習法の概要について

1. 五族の技能実習法

貴が命新アハばニ内閣議ハば及母が新アハバ強心ハ日の新公

五族の技能実習法は、我が国が経済発展を遂げるために必要とする外国の労働力を確保することを目的として制定された法律である。この法律は、我が国の労働市場に不足している労働者を確保し、我が国の経済発展に貢献することを目的として制定された法律である。

五族の技能実習法は、我が国が経済発展を遂げるために必要とする外国の労働力を確保することを目的として制定された法律である。

- (1) 五族の技能実習法の目的は、我が国の労働市場に不足している労働者を確保し、我が国の経済発展に貢献することである。
- (2) 五族の技能実習法の対象となる労働者は、我が国の労働市場に不足している労働者である。
- (3) 五族の技能実習法の対象となる労働者は、我が国の労働市場に不足している労働者である。
- (4) 五族の技能実習法の対象となる労働者は、我が国の労働市場に不足している労働者である。
- (5) 五族の技能実習法の対象となる労働者は、我が国の労働市場に不足している労働者である。

- (6) 五族の技能実習法の対象となる労働者は、我が国の労働市場に不足している労働者である。
- (7) 五族の技能実習法の対象となる労働者は、我が国の労働市場に不足している労働者である。
- (8) 五族の技能実習法の対象となる労働者は、我が国の労働市場に不足している労働者である。
- (9) 五族の技能実習法の対象となる労働者は、我が国の労働市場に不足している労働者である。
- (10) 五族の技能実習法の対象となる労働者は、我が国の労働市場に不足している労働者である。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4~5年目の技能実習の実施)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行期日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

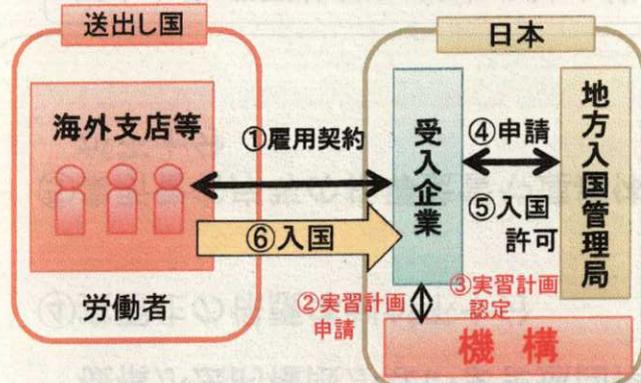
同年11月28日公布

技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

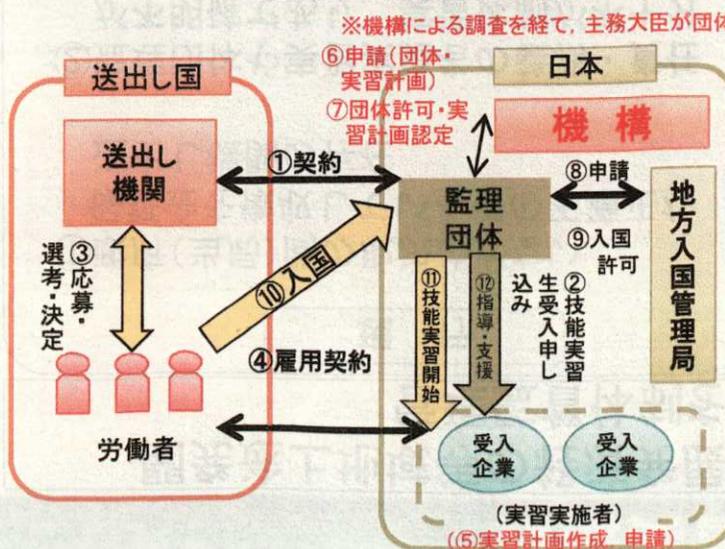
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約23万人在留している。
※平成28年末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

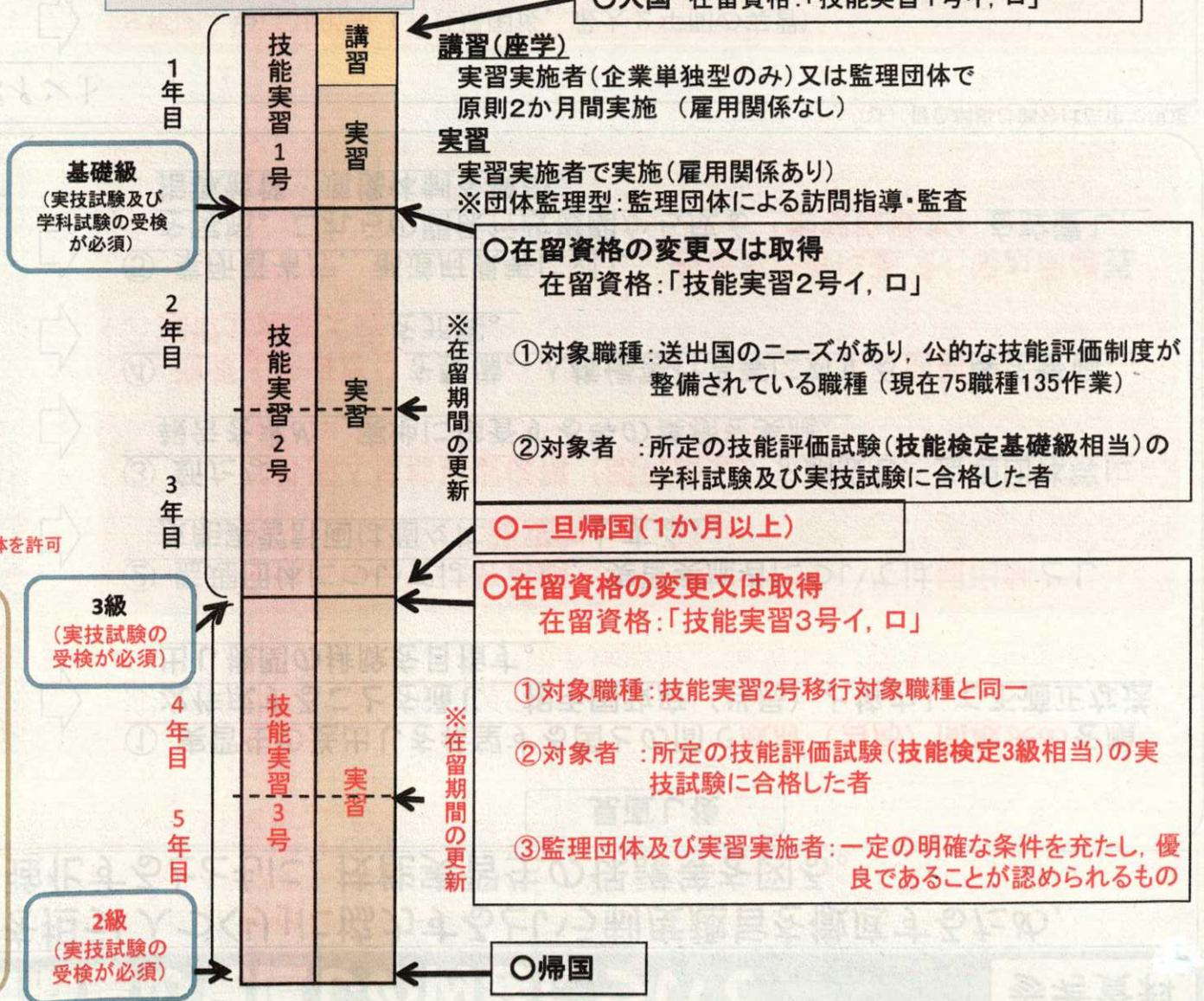
【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習制度の見直しの内容について

参考資料

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、
管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

現 行

- ①政府(当局)間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在
- ②監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ③民間機関である(公財)国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④実習生の保護体制が不十分
- ⑤業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分

見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で**政府(当局)間取決め**を順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については**許可制**、実習実施者については**届出制**とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
- ③ 新たな**外国人技能実習機構(認可法人)**を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。**実習先変更支援**を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、**各種業法等に基づく協力要請等**を実施。これらの関係行政機関から成る**「地域協議会」**を設置し、指導監督・連携体制を構築。

(注) 橙色網掛け部分は法律で規定

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

- ①優良な監理団体等への実習期間の延長 **3年間 → 5年間** (一旦帰国後、最大2年間の実習)
- ②優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (**最大5%まで → 最大10%まで等**)
- ③対象職種 of 拡大 **地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)・複数職種の実習の措置**
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。